

住民自らによる災害への備え

～自分たちのまちは、自分たちで守る～

防災課

突然災害に襲われたら、あなたは最初に何をしますか？

頭では理解していても、実際にはパニックに陥って的確な行動ができないということを、よく耳にします。

まず、落ち着いて、行動ができるよう、次の「10ヶ条」を頭に入れておきましょう。

<地震等から身を守る10ヶ条>

- 1 まず、我が身の安全を
- 2 すばやく火の始末
- 3 戸を開けて出口を確保
- 4 火が出たらまず消火
- 5 あわてて、戸外へ飛び出すな
- 6 狭い路地や塀ぎわ、川べりには近づかない
- 7 山崩れ、崖崩れ、津波に注意
- 8 避難は徒歩で、持ち物は最小限に
- 9 協力しあって応急救護
- 10 正しい情報を聞く

災害時にいちばん大切なことは、命を守ることです。一人ひとりの命は、まず自分で守る……そして、家族、御近所、町内会・自治会へと助け合いの輪を広げ、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯意識に基づいた、住民の皆さんの共通の認識を育て上げることが大変重要です。

自主防災組織は、このような住民相互の助け合いの精神に基づき、地域の安全を図るために自主的に結成される防災組織です。したがって、主に町内会・自治会単位に組織されている場合が多く、日頃は、災害に備えて情報収集を行うための連絡体制や避難体制等の組織の整備を行うとともに、さまざまな災害を想定した防災訓練を実施するなど、あらゆる機会を通じて住民の防災知識を深める活動を行っています。そして、災害が発生した時には、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の応急手当、さまざまな情報の収集伝達、炊き出し等の具体的な防災活動の一翼を担うことになります。

平成12年4月1日現在、全国3,252市町村のうち、2,472市町村で自主防災組織が設置され、全国の自主防災組織数は96,875組織で、組織率（全国の総世帯数に対

する組織されている地域の世帯数の割合）は56.1%となっています。

大規模な災害が発生した場合には、火災が同時多発し、消火、救急救助等の要請が殺到し、情報網の寸断、道路等の損壊や交通渋滞、停電や断水等により、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想されます。

そこで、このような時に、住民の皆さんによる初期消火活動や、被災者の救出救護、避難誘導等の自主的な防災活動が必要となってくるのです。

阪神・淡路大震災においても、住民の皆さんが協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した事例や、がれきの下敷きになった多くの人命を救った事例などが数多く見られ、地域における自主的な防災活動の重要さが改めて認識されたところです。

防災は、自分と家族の生命、身体、財産にかかわる基本的な問題です。

災害が発生すれば、自分や家族だけでは対応できない場合もありますので、日頃から近隣の人々との交流を深めて、手助けの必要な方がいる場合は、皆さんで支援体制を整えておくことが必要です。

町内会などから、自主防災組織の話し合いや、訓練の呼びかけがあったら、積極的に参加しましょう。

また、まだ自主防災組織が結成されていない地域でも、それぞれの町内会や自治会のリーダーを中心として、自分の地域にはどのような防災組織が必要かを話し合い、できるだけ自主防災組織を結成されるよう御協力をお願いします。



自主防火組織(なぎさニュータウンなぎさ防災会)による消火器訓練

台風に対する備え

防災課

我が国では毎年、台風によって大きな被害がもたらされています。

国や地方公共団体では、台風に備え治山や治水などの国土保全事業をはじめ、防災訓練の実施や情報収集・伝達網の充実、初動体制の確立、避難誘導體制の整備など、防災体制の強化を推し進めています。

しかしながら、台風による被害を最小限にとどめるためには、同時に皆さん一人ひとりの日頃からの心構えと準備が極めて重要です。皆さんも台風の恐ろしさを十分に理解し、他人事と思うのではなく、自らのこととして積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、台風シーズンを前にもう一度次のような点を確認しておきましょう。

1 日頃からの心構えと準備は

- (1) 防災訓練などのほか、自治体や消防機関あるいは自主防災組織などが開催する研修会、説明会、イベントなどに積極的に参加したり、広報紙やパンフレットなどを通じて、普段から防災に関する知識を蓄え、いざというときの対応力を身に付けておきましょう。
- (2) テレビ・ラジオや地域の防災行政無線などから伝えられる気象情報、注意報・警報には普段から耳を傾ける習慣をつけておきましょう。
- (3) 台風は、大雨による河川の氾濫や強風などのほか、地すべりや山崩れ、がけ崩れ、土石流など、それぞれの地域の特性に応じた様々な災害をもたらします。自分が住んでいる地域では、どのような災害が起こりやすいか、また、予想される危険箇所はどこなのかを地元の自治体に尋ね、日頃から十分注意しておきましょう。
- (4) 一時的に避難する場所は事前に指定されていますので、日頃からその位置やそこまでの道順を確認しておきましょう。
- (5) 防災行政無線が設置されている地域では、防災行政無線で警報や避難の勧告・指示が伝えられま

す。それ以外の地域では、こうした情報がどのような経路で伝えられて来るのか、あらかじめよく確認しておきましょう。

- (6) 避難するときのための携行品として非常食などのほか、停電になった時にも確かな情報を得て安全な行動ができるように、懐中電灯、携帯用ラジオを用意しておきましょう。また、家族一人ひとりが身に付けられるようにそれぞれの氏名票(住所、氏名、生年月日、血液型、勤務先、非常連絡先、避難予定地などを記入しておく)を準備しておきましょう。
- (7) 家族で防災について話し合う“家族防災会議”を開き、それぞれの役割分担や避難先でおちあう場所など、重要なことをあらかじめ決めておきましょう。
- (8) 大規模な災害により広範囲にわたる被害が発生した場合には、防災関係機関などによる活動が困難になることも予想されますので、地域の住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を持ち、自主的な防災活動を行うことも大切です。地域ごとに自主防災組織の活動を積極的に進め、日頃から防災用資機材の充実を図るとともに、災害が発生した場合を想定して、地域の実情に応じた実践的な訓練を皆さん自身で積み重ねておきましょう。

2 台風が近づいたら

- (1) テレビ、ラジオや防災行政無線などから伝えられる台風情報に十分注意しましょう。
- (2) 強風によって飛ばされて来た物に当たり、ケガをするケースが数多く発生しています。台風が近づいた時には、できるだけ外出を避けるようにしましょう。
- (3) 避難をする時のために、医薬品、貴重品、印鑑、現金、着替えなども忘れずに用意しておきましょう。
- (4) 家屋、塀、商店の看板などの老朽化しているところ



住民の避難状況(平成12年9月東海豪雨)

るや窓、雨戸などを補強するとともに、排水溝や下水道などがゴミなどで詰まっていないかどうか、確認しておきましょう。また、家の周囲の飛ばされそうなもの、浸水時に流されそうなものは、全て室内に取り込むか固定するなどの対策を講じておきましょう。

- (5) 浸水のおそれがある場合には、家財道具や生活用品を二階など高い場所に移しておきましょう。特に、地下室は浸水しやすいので、早めに上の階へ避難しましょう。
- (6) 河川の近くに住んでいる皆さんは、河川の水かさや堤防からの漏水などに注意しましょう。
- (7) 沿岸部、特に湾の奥では高潮の発生にも注意しましょう。
- (8) 崖崩れなどの危険がある地域に住んでいる皆さんは、いつも早めに避難しましょう。

3 避難するときに注意することは

- (1) 単独行動は避け、地域の人々と協力しあって避難をしましょう。
- (2) お年寄りや子ども、病人、体の不自由な方などのいる家庭は、特に早めに避難しましょう。また、これらの方々には家族ばかりではなく近所の人も気配りをするよう心がけましょう。

(3) 災害の状況を軽く見ないで、消防、警察などの防災関係機関の広報に注意し、避難の勧告や指示が出された場合には、その指示に従いましょう。

- (4) 周囲の状況からみて危険と判断した場合には、避難の勧告や指示がなくても、自主的に避難をして災害から身を守りましょう。
- (5) 電気やガスなどの始末と戸締まりを確実に行いましょう。
- (6) 回り道でも、あらかじめ確認しておいた最も安全な道順を選んで避難しましょう。また、断線したり、垂れ下がっている電線には、絶対に触らないようにしましょう。
- (7) 服装は行動しやすいものとし、ヘルメットや底の丈夫な運動靴、手袋なども用意しましょう。
- (8) 災害時には、何よりもあわてず落ち着いて行動しましょう。

4 台風が去っても

台風が去っても、土砂災害には引き続き注意をしましょう。土砂災害が発生する前には、普段は湧き水がないところから水が噴き出すなど、前兆現象が起こる場合がありますので、このような場合には直ちに防災関係機関に連絡をするとともに、これらの場所に近づくことなく速やかに避難をしましょう。

天ぷら油による火災の防止

予防課

平成11年中の建物火災の出火原因を見ると、こんろによるものが最も多く占めていますが、これらの火災の大半は天ぷら油等の動植物油に起因しています。

天ぷら油による火災は、水をかけてしまうなど消火方法を誤ると、被害を一層拡大するおそれがありますので、天ぷら油の特性及び危険性を十分理解しておく必要があります。

1 天ぷら油の特性

現在市販されている天ぷら油（菜種油、コーン油、大豆油等）はその温度が発火点(約360～380)以上になれば、火種がなくても発火して燃焼を始めます。一般に家庭で使用する油量程度の天ぷら油(使用前のもの)を家庭用ガスこんろで加熱すると、約5分で揚げ物に適した温度(約160～200)に達し、そのままの状態で放置しておく約10分ほどで異臭とともに白煙が立ち始め、20～30分で発火点に達し火がつきます。また、天ぷらなどに一度使用するなど、鍋に揚げかす等がある場合には、それが灯芯となって200近くで発火することがありますので、ちょっと目を離れたすきに火災になってしまうことも考えられます。

2 離れる時は火を消す

天ぷら油火災の多くは、天ぷらを揚げているときに来客、電話、子供の世話などでこんろから離れた時のようなちょっとした油断が原因で発生しています。

このため、天ぷら油火災を防止するには、調理油過熱防止付こんろや住宅用自動消火装置等安全装置のついた機器を使用することが最も有効ですが、いったん火を付けたら、絶対にその場を離れない、どうしても離れる必要がある場合には、こんろの火を消してから離れる習慣を付けることが重要です。

3 もし天ぷら火災が発生したら

天ぷら油火災が発生した時、水で消火しようとする炎が爆発的に拡大し、周囲に油が飛散して大やけどを負ったりするなど大変危険です。あわてないで炎の状態を確認し、次のように行動してください。

(1) 炎が小さく(炎の高さ10cm程度)油面上をちらちら動き回っているような場合

こんろの火を止め、鍋の全面を覆うふたをして空気を遮断

することにより消火することができます。ただし、すぐにふたをとると再び発火するおそれがありますので、油温が十分下がるまで待ちましょう。

(2) 炎が大きく(炎の高さ20cm以上)安定した状態で油が燃焼しているような場合

炎が大きい場合は、消火器で消火する方法が最もよい方法です。最近では、住宅に適したものとして開発された小型で軽量の住宅用消火器や、スプレーのように使用するエアゾール式簡易消火具など、容易に扱うことができますので、各家庭の台所に1本備えておくと、万が一火災が発生したときに安心です。

天ぷら油火災を消火器で消火する方法の一例をあげると次のとおりです。

ア 消火器の消火剤が届く範囲内で、やけど等をするおそれがない位置から消火します。

安全栓を抜きます。

ノズルを火元に向けます。(ノズルのないタイプもあります。)

レバーを強く握り、消火剤を放射します。(このときに、鍋の中に消火剤が十分入るよう放射します。)

イ 消火剤が放射されると、一瞬炎が大きくなりますが、通常の場合は数秒で完全に消えます。

また、濡れたシート、バスタオル等で鍋を覆い、空気を遮断することにより消火することもできます。この方法は、かぶせる時に炎でやけどをしたり、あやまって鍋をひっくり返したり、鍋を全面的に覆うことができないこともありますので、十分注意して行う必要があります。

なお、消火後安全な状態になってから、ガスの元栓を閉めることも忘れずに行ってください。

天ぷら油火災は、未然に防止できるように日頃から心がけることが大切ですが、万が一火災が起きた場合には、慌てず落ちついて対処する必要があります。天ぷら油火災の危険性を十分認識し、消火器の使い方などいざというときの行動力を身に付けておきましょう。

電気器具の安全な取扱い

予防課

電気器具は便利なものですが、使用者の取扱いの不注意や使用方法の誤りから火災となる場合があります、使用に当たっては十分な注意が必要です。電気器具を使用する際には、次のことに注意しましょう。

1 電気器具の正しい使用

電気器具は正しく使用しなければなりません。電気器具を本来の用途以外に使用した場合、器具に負荷がかかり過熱し火災になることがあります。使用に際しては、その器具の取扱い説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用することが重要です。

また、電気ストーブなどの暖房器具やヘアードライヤーなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくこと火災の原因となりますので、使わないときは、機器のスイッチを切るのみでなく差込プラグをコンセントから抜いておくことが大切です。

2 電気器具の点検の実施

エアコンや電気ストーブなどの季節的に使用する電気器具は、毎年使用する前に必ず点検をすることが大切です。また、長年使用している電気器具についても、ほこり等を取り除いたり、点検・整備をするよう心掛けたいものです。なお、使用中に普段と違った音や動きに気付いたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差し込みプラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

3 電気配線等からの出火防止

最近では生活の中で家電製品やOA機器など、数多くの電気器具を使用するようになりました。

このため、コンセントが不足することもあり、たこ足配線になりがちです。

コンセントの電気の許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントが過熱し、火災になることもあります。コンセントの許容量にあった機器の配線を行い、たこ足配線は絶対に止めましょう。



また、プラグにほこりや湿気等が付着したまま長い間コンセントにプラグを差し込んだままにしておくことにより、プラグの両刃間に電流が流れ(トラッキング現象)発熱して火災となることがありますので、外出時や就寝時はもとより使用しない時には、器具のプラグをコンセントから抜いたり、プラグに付着したほこり等を清掃するようにしましょう。

また、傷ついたコードを使用すると、その部分が過熱して出火する場合があります、大変危険です。傷ついたコードは取り替えましょう。

プラグにホコリをためない。



衛星車載局車の運用開始

防災情報室

災害発生時に被災状況を正確に把握し、的確な災害応急活動を展開するうえでは、画像情報の活用が極めて有効です。

消防庁では、災害が発生した場合に被災地に派遣し、現地で画像情報の収集・伝達を行い、現地と消防庁との通信の確保に当たる衛星車載局車を整備しました。

衛星車載局車は、直径1.8mのパラボラアンテナを実装しており、地域衛星通信ネットワークを利用してアナログ動画の送受信、デジタル準動画の送受信が可能

なほか、電話・FAXによる通信が可能です。また、PHS電話機を20台積載しており、これにより半径約100m程度の無線通信網の構築が可能です。

車両は四輪駆動特装車であり、普通運転免許と一定の運転技能を持っていれば運転できます。

地方公共団体等から衛星車載局車を用いた活動の協力要請があった場合は、消防庁の運用に支障のない範囲で協力することができることとしています。

衛星車載局車の機能及び積載設備等

1 車両概要

項目	概要
寸法諸元等	全長：6,110mm 全幅：2,250mm 全高：3,270mm リヤオーバーハング：1,500mm(リヤバンパー含まず) 車両重量：7,200kg 車両総重量：7,475kg 総排気量：4,980cc 燃料タンク：200ℓ(走行/発々共用)
乗車定員	ドライバー含め5人 (フロントキャブに3人、後部操作室に2人)
運転資格	普通免許にて運転可能
発動発電機	ディーゼルエンジン式 AC100V50Hz14kVA (燃料は、走行用燃料タンクから供給)

2 衛星車載設備等

項目	概要
アンテナ部	オフセットグレゴリアン 1.8m 可動範囲：仰角30°~60° 方位角±180°以上 運用可能平均風速：14m/秒(瞬間最大風速20m/秒)
送受信部	アナログ画像送受信(FULL/HALF) デジタル画像送受信 個別通信4回線(音声、FAX) 電気的特性 送信周波数：14.00~14.50GHz 受信周波数：12.25~12.75GHz 送信最大出力：350W
電話交換機システム	機器構成 固定式電話機：3台(多機能電話機1台含む) ファクシミリ：1台 PHS電話機：20台(外線発信不可) ノートパソコン：2台(データ設定用) 収容回線数 衛星回線：4回線 一般内線：ファクシミリ1回線 固定式電話機2回線 PHS電話機4回線 多機能電話：1回線(各種設定用)
ヘリコプターテレビ受信装置	消防用4ch実装 自動追尾型



消防防災機器の開発等および消防防災科学論文募集要領

独立行政法人消防研究所

1 趣 旨

消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、消防防災機器の開発・改良および消防防災科学に関する論文を募集します。

2 主 催

総務省消防庁・独立行政法人 消防研究所

3 募集の範囲

(1) 消防防災機器の開発・改良

消防防災活動において活用するために創意工夫された機器等だけでなく、特許・実用新案などの権利のある発明も含まれます。

(2) 消防防災科学に関する論文

消防防災活動における問題点を技術的な観点から解決あるいは考察した内容で、消防防災分野で活用が期待できるものとします。

4 応募者の区分

応募者の区分は、次のいずれかに該当する個人もしくはグループとします。

(1) 消防吏員もしくは消防団員、またはこれらのグループ（消防防災に係わる職員を含む。）

(2) (1)以外の個人もしくはグループ

5 応募作品

(1) 「消防防災機器の開発・改良」の場合

新規に開発・改良されたもの。（ただし、市販化されているものは、平成8年4月1日以降のものに限る。）

(2) 「消防防災科学に関する論文」の場合

新規に著されたもの。（ただし、雑誌等に掲載されたものは、当該雑誌等の発行が平成10年4月1日以降のものに限る。）

なお、(1)および(2)ともに、過去に応募したものと同一の作品あるいは他機関の表彰等への重複応募作品

は対象外とします。また、応募作品は返却しません。

6 応募の様式

別添の様式により、日本語で作成したものとします。

7 表彰および賞

(1) 表彰状および副賞を授与します。

(2) 表彰作品の点数は、次のとおりです。

優秀賞

消防防災機器の開発・改良 10点以内

消防防災科学に関する論文 10点以内

奨励賞

消防防災機器の開発・改良および

消防防災科学に関する論文 2点以内

8 作品の評価のポイント

技術的、学術的な創意、工夫を有するもの、先見性を有するものを積極的に評価します。

9 表彰者の発表

平成14年2月中に表彰者を決定し、発表します。なお、表彰者には直接その旨を通知します。

表彰作品は、消防研究所の機関誌「消研輯報」および消防研究所ホームページに掲載します。

10 締 切

平成13年9月28日(金)当日消印有効)

11 あて先および問い合わせ先

独立行政法人 消防研究所 研究企画部

〒181-8633 東京都三鷹市中原3丁目14番1号

電話 0422-44-8331(代表) FAX 0422-42-7719

消防研究所ホームページ <http://www.fri.go.jp/>

メールアドレス hyosho@fri.go.jp

B 「消防防災科学に関する論文」の場合

1 表紙

- ・A4版(縦長)とする。
- ・論文の題目、氏名、勤務先名、連絡先(郵便番号、住所、電話番号、勤務先/自宅の区別)を明記する。

2 概要

- ・A4版(縦長)1枚とする。
- ・横書きとする。
- ・「概要」と頭書する。
- ・次の2点について記入すること。

- (1) 論文の題目
- (2) 要旨

3 本文

- ・A4版(縦長)用紙を使い、8枚以内とする。
- ・横書きとする。
- ・手書き、ワープロ使用を問わない。
- ・1050字詰め(35字/行、30行/ページ)とする。
- ・「論文の題目」を頭書する。

- ・氏名、勤務先等は記入しない。

- ・図表、写真を本文中に挿入しない。(図表、写真は別に添付する。)

4 図表

- ・必要に応じて図表を添付する。
- ・A4版(縦長)用紙を使用する。(1枚の用紙に複数の図表の貼付も可。)

5 写真

- ・必要に応じて写真を添付する。
- ・A4版(縦長)用紙に貼付する。(1枚の用紙に複数の写真の貼付も可。)

(ゼロックスによるコピーは不可)

なお、図表および写真は、A4版用紙4枚以内とする。

(作成例B参照)

作成例B 「消防防災科学に関する論文」の場合(用紙はすべてA4版を使用)

【表紙】

「科学論文」

応募資格(2)

「・・・問題について」

しょうぼう たらう
消防 太郎

しょうぼうけんきゅうしょ
消防研究所

みとかしなかはら
〒181 三鷹市中原3-14-1
tel. 0123-45-6789
(勤務先)

【概要】

「概要」

(1)・・・問題について

(2)要旨

・・

・・

【本文】(8枚以内)

← 35字 →

「・・・問題について」

・・

・・

・

・

・

・

・

・

・

↑ 30行 ↓

【図表】

図1

表1

【写真】

写真1

写真2

【写真】

写真3

写真4

注)図表および写真はA4版用紙4枚以内とする。(上記作成例では、図表および写真は3枚である)

5月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第144号	平成13年5月11日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について
消防予第145号	平成13年5月11日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	建設業附属寄宿舎の防火安全対策の徹底及び一斉点検の実施について
消防予第146号	平成13年5月11日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	蓄電池設備の基準の一部を改正する件の施行について
消防予第154号	平成13年5月14日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	新型の住宅用火災警報器に係るガイドラインについて
消防予第155号 消防消第61号	平成13年5月16日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について
消防予第157号	平成13年5月16日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	地下街に関する通知の取扱いについて
消防特第81号	平成13年5月18日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要(平成11年中)について
消防災第64号	平成13年5月21日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	地域住民等に対する林野火災防止の注意喚起について
消防総第249号	平成13年5月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁総務課長	第4回全国消防広報コンクールの実施について
消防特第83号	平成13年5月22日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	原子力施設等における消防活動対策マニュアルについて
消防特第87号	平成13年5月29日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート防災アセスメント実施の推進に関する調査研究報告書について
消防予第178号	平成13年5月31日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	消防法令に基づく指定確認機関、指定認定機関及び指定講習機関を指定する省令の制定等について
消防災第70号	平成13年5月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	風水害対策の強化について

消防庁辞令

平成13年4月1日付

氏名	新	旧
田中 豊	総務課理事官	総務課課長補佐

平成13年6月8日付

氏名	新	旧
武田 文男	総務課長	総務課長併任予防課長
清矢 守	予防課長	総務省大臣官房付

テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題名
7月26日 11:25～11:30	ご存じですか～防災ミニ百科	(仮)夏休みアウトドア対策

(日本テレビ他30局ネット)

第4回全国消防広報コンクール募集中

総務課

5月号でお知らせしたとおり、広報コンクールの募集を行っています。すでに、いくつかの消防本部から応募をいただいておりますが、広報用として撮影した写真などがありましたら、8月31日(金)までに消防庁総務課広報係までご応募ください。

応募の詳細は、5月号の「第4回全国消防広報コンク

ール実施要綱」を御覧ください。

なお、 広報紙部門 広報写真部門 広報ポスター・広報カレンダー部門の3部門に分けて募集しており、それぞれ、消防庁長官賞(最優秀賞・優秀賞・入選・特別賞)を選定し表彰を行います。

第3回全国消防広報コンクール各部門優秀作品

「広報119」
岩手県両磐地区消防組合消防本部

「笑顔で火の用心」新潟県栃尾市消防本部

静岡県竜洋町消防団

「消防だより 火の用心」
新潟県十日町地域消防本部

「鎮火」
愛知県海部東部
消防組合消防本部

京都市消防団本部

広報紙部門

広報写真部門

広報ポスター・
広報カレンダー
部門

広報テーマ

6月

危険物安全週間(危険物保安室)
住宅防火対策の推進《住宅用防災機器の設置・
防災品の普及促進》(予防課)
火あそびによる火災の防止(予防課)
災害弱者対策の推進(防災課)
津波による災害の防止(震災対策室)
石油コンビナート災害の防止(特殊災害室)

7月

防災訓練への参加の呼びかけ(震災対策室)
花火による火災の防止(予防課)
風水害への備え(防災課)

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)きょうせい